

和田堀廟所 墓地内工事許可願

申込日： 年 月 日

築地本願寺 和田堀分院新規墓地区画建立規定(裏面)に同意し、下記の通り申し込みます

築地本願寺

宗務長 安永 雄玄 殿

このたび、貴墓地内において下記の通り諸規定に基づいて墓地工事をいたします。なお、施工にあたり規則又はご指示に違反があった場合は、施工物を撤去されても異議申し立てはいたしません。

記

1. 墓地地番 号地
2. 使用面積 m × m 平米
3. 工事予定期間 年 月 日 ~ 年 月 日

4. 工事内容

①法名刻字(院釋)

※築地本願寺、和田堀廟所以外で法名・院号をいただいた場合は、寺院名のご記入をお願いいたします。

寺院 () 寺 [都道府県 [市区町村郡]

②墓石工事(工事内容を詳細に記入の上、設計図は提出すること)

墓地使用者情報

ふりがな 氏名	姓	名	印	
ふりがな 住所	〒	-		
電話番号	()	携帯番号	()	

施工者情報

ふりがな 氏名	姓	名	印	
ふりがな 住所	〒	-		
電話番号	()	FAX	()	

- 【注意事項】 (1) 工事施工前・施工後の現場写真を必ずご提出ください。
(2) 工事期間中は、作業前後に必ず事務所まで申し出てください。
(3) 許可後の電話連絡の際に正式な工事開始日・工事終了日をお伺いいたします。
(4) FAXまたはメールにて許可後の許可願を送付いたします。作業の際にはお忘れなくお持ちください。

チェック欄 設計図 写真(施工前) 写真(施工後)

受付日	工事届No. ※立案上款の際は 記入不要	受付者	受納No.	許可日	主管印	電話連絡 FAX送付日	SF工事履歴 入力日

築地本願寺和田堀分院 新規墓地区画建立規定

築地本願寺和田堀廟所新規墓地区画にて墓石工事を行う場合は、以下の条件に適合すること。
新規墓地は、第一に景観、及び周りとの調和を重視する。南北方向（通路に平行）、及び東西方向も外柵石が直線で結ばれるように建立する。

【石 碑】

- 建立できる石碑は、和型、及び洋型石碑とする。
五輪塔や、モニュメント色の濃いデザイン墓は不可とする。あくまでも当墓所は、浄土真宗本願寺派であることを念頭に建立する。
- 他墓所より改葬し、その墓石を設置する場合、正面文字は切削、再研磨をし、「南無阿弥陀佛」及び「俱会一处」とする。但し、特別な場合は事務所へ相談する。（事務所からの回答を得てから施主に説明）
- 事務所に提出する墓石建立図面には、全ての彫刻文字、及び文字位置を記入する。
洋型石碑で、正面文字「南無阿弥陀佛」「俱会一处」の文字が極端に小さく、家名は大きく彫刻するなど、工事規定そのものの違反ではないが、今後は、文字のバランスを考慮した上で許可をします。

【外柵石】

- 外柵石の高さは、正面入口部通路（コンクリート通路）より、1.5尺以内とする。
- 羽目石の高さは1.5尺以内とする。
- 外柵石寸法については、逃げが必要であり、左右五分、後ろ五分とする。但し、角地については通路側の逃げは必要としない。
- 角地墓所であっても、隣の墓所と同じ向きを正面とする。
- 納骨室はGLより下に納骨室を設ける場合、GLから深さ100cm（3尺3寸）以内とする。
- 塔婆立て設置は禁止とする。
- 墓地区画内の随所に設置してある境界杭、境界鉄を基準として、設置する。
※あらかじめ決められた区画内に設置すること。
新規墓地区画内は前面通路に測点を記してある。各測点を基準に外柵石を設置する。
※外柵石寸法の逃げを考慮し、設置する。

【墓 誌】

- 1.0㎡墓所等、墓誌を設置するスペースが取れない場合、ふた石を墓誌とする（納骨堂と兼用）以外は、墓誌の厚みは2寸以上とする。

【基礎工事】

- 基礎工事に於いては、新規墓地通路との一体化を防ぐため、コンクリートパネル等で分離させる。
- 隣接墓地の基礎コンクリートと一体化してはならない。
- コンクリートは必ず施工する墓所（範囲）内に打設することとし、はみ出さないこと。

【その他】

- カートクレーン、運搬車等を使用する場合、通路を十分養生し、キャタピラ等の跡がつかないように配慮する。
- 全ての工事に於いて、耐震施工を前提とし、手抜き工事は行わない。（免震システム、使用ボンド、コーキング、ステンレス製金物等違いがあるが、各社の施工方法に任せる）
- 残土、残石、コンクリートガラ、ゴミ等の管理を徹底し、境内、墓所に廃棄しない。必ず持ち帰り処分すること。
- 各社、工事用道具、材料等（カートクレーン、運搬車、一輪車、スコップ等）は工事中であっても、作業終了後は現場内、境内に放置せず、持ち帰ること。
- 水道、排水口等にセメント、モルタル等を流さない。
- 参拝者に対して一般的な気遣いを心掛ける。
- 埋葬、建碑法要、引渡しについては、検査合格後とし、合格前に行うことができない。
- 土曜、日曜、祝日には、本格的な工事（重機等使用）を行ってはならない。